

## 税関係証明書の郵便請求方法

### 必要書類（①～④）

① 別紙の「申請書（税務関係郵便請求用）」または任意の様式にて申請願います。  
任意様式の場合、下記のア）～ウ）の内容をご記入ください。

- ア) 請求する証明書の名称(年度)及び必要枚数を記入
- イ) 提出先（使用目的）を記入
- ウ) 申請人の住所、氏名、連絡先（日中、連絡の取れる電話番号）を記入

(例：任意様式)
申 請 書
令和5年 10月 1日
飯舘太郎の 「令和5年度 所得課税証明書」 1通
提出先：〇〇町教育委員会（保育料減免申請のため）
(住民票の住所) ※転出されている方は村の住所も記入してください。
申請代表者 飯舘村〇〇字××100番地 飯舘 太郎 印
(電話：090-△△**-* ***)

② 定額小為替（郵便局の窓口で購入）  
お金の代わりとなります。郵便局にて購入の上、なにも記入せずにお送りください。

証明内容により手数料が異なりますので、事前に役場へご確認ください

※【別紙】「税関係の手数料について」をご参考ください。

③ 本人確認書類

申請人の本人確認のために身分証明書（運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、マイナンバーカードなど顔写真付きのものは1点、顔写真付きのものがない場合は健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、通帳など名前や住所が分かるものを2点）のコピーを必ず入れてください。

（行政書士、弁護士などが代理申請する場合など、本人（所有者）以外の申請の場合、委任状が必要となります。事前に役場へご確認ください）

- ④ 返信用封筒（84円～94円の切手を貼ったもの、重さに応じて異なります。不足の場合は不足料金受取人払いでお送りいたします）  
申請者住所（村へ届出した避難先住所でも可）以外や会社には送付できません

※郵送にかかる期間と交付処理の時間を合わせて、一週間以上かかる場合があります。余裕をもって申請してください。内容に不備があればそれ以上に時間がかかりますので、申請の際は不備の無いようにご用意ください。

- ①～④を1つの封筒に入れて、飯舘村役場住民課税務係へ送付してください。

【飯舘村役場】  
〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580-1  
飯舘村役場住民課税務係 行き  
  
電話：0244-42-1615（直通） FAX：0244-42-1600

【別紙】税関係の手数料について

<p>① 土地・建物に関する証明</p> <p>○固定資産評価証明書 ○固定資産(補充)課税台帳登録事項証明書 ○公課証明書 など</p>	<p>年度または所有者ごと1件につき</p> <p>土地200円 ※ 建物200円 ※</p>	<p>●土地の筆数や家屋数が不明な場合、あらかじめ税務係(電話 0244-42-0615)へお問い合わせください。</p> <p>※土地に関する証明は、10筆までを1件です。10筆を超える場合は、1筆を増す毎に20円を加えます。</p> <p>※建物に関する証明は、1棟をもって1件です。2棟以上にわたる場合は、1棟を増す毎に50円を加えます。</p>
<p>②その他、土地・家屋、資産に関する証明</p> <p>○解体証明書 ○家屋証明書 ○無資産証明書 ○固定資産台帳に登録されていないことの証明 など</p>	<p>年度または所有者ごと1件につき</p> <p>200円</p>	

<p>③土地家屋名寄帳 (閲覧手数料)</p>	<p>年度または所有者ごと1件につき</p> <p>200円※ +コピー料 (筆数・家屋数により異なります)</p>	<p>土地家屋名寄帳は、閲覧した内容の写しを出力するため、証明書にはなりません。 (市町村により形式は異なります)</p> <p>●証明が必要な場合は、裏面に奥書き証明が可能です。申請書に「名寄帳に証明を希望」とご記入ください。 手数料は①土地・建物に関する証明となりますのであらかじめご確認ください。</p>
<p>⑤ 納税に関する証明手数料</p> <p>○完納証明書(未納がないことの証明) ○納税証明書 ○納税証明(申告用) など</p>	<p>1年度1税目ごと1件につき</p> <p>200円※</p>	<p>※納税及びその他の納付証明は、1年度1税目を1件です。2年度又は2税目以上は、1年度又は1税目を増す毎に150円を加えます。</p> <p>●車検用の軽自動車納税証明書は無料です。 (本人確認、車検証等確認のうえ交付します)</p>
<p>⑥ 税・所得関係の証明</p> <p>○課税証明書 ○所得証明書 ○非課税証明書 など</p>	<p>年度または申請者ごと1件につき</p> <p>200円</p>	
<p>⑦法人に関する証明手数料</p> <p>○事業所証明書 ○営業証明書 など</p>	<p>1件につき 200円</p>	
<p>⑦ その他 東日本大震災等にかかる証明手数料</p>	<p>所有者ごと1件につき</p> <p>200円</p> <p>1件につき</p> <p>無料</p>	<p>○東日本大震災に係る建物所在証明申請書(印紙税関係/登録免許税関係) ○対象区域内農用地である旨等の証明願書(印紙税用/登録免許税関係)</p> <p>○り災証明書 交付に関して内容を税務係にご確認ください。</p>

詳しくは、税務係へお問い合わせください。(電話：0244-42-1615)

# 申請書

(税務関係郵便請求用)

令和 年 月 日

飯舘村長様

次の通り申請（郵便請求）いたします。

申請書類・年度	氏名	枚（件）数・手数料等
(例：令和5年度 課税証明書)	(例：飯舘太郎)	(例：1枚 200円)
		合計 円

(例：〇〇こども園へ提出（保育料減免のため）)

提出先（使用目的）：

申請者代表

○住民票の住所：

※転出されている方は村の住所も記入してください。

(飯舘村 字 )

○氏名： 印

(電話 — — )

※日中、連絡の取れる番号をご記入ください。

添付書類：

申請人の本人確認のために身分証明書（運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、マイナンバーカードなど顔写真付きのものは1点、顔写真付きのものがなければ健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、通帳など名前や住所が分かるものを2点）のコピー

定額小為替(郵便局の窓口で購入)

返信用封筒（84円~94円の切手を貼付したもの、重さに応じて異なります）

※申請者住所（村へ届出した避難先でも可）以外や会社には送付できません。